本号で公布された法令のあらまし

◇建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第七八号）（国土交通省）

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第三〇号）（附則第一条ただし書に規定する規定を除く。）の施行期日は令和二年一〇月一日とし、同条ただし書に規定する規定の施行期日は令和三年四月一日とすることとした。ただし、同法第一条のうち建設業法（昭和二四年法律第一〇〇号）目次の改正規定（「第二七条の三九」を「第二七条の四〇」に改める部分に限る。）、同法第二五条の二七（見出しを含む。）の改正規定、同法第二七条の三九の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同法第四章の三中同条の次に一条を加える改正規定及び同法第三四条第二項の改正規定並びに建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律第二条中公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成一二年法律第一二七号）第一七条第二項の改正規定の施行期日は、令和元年九月一日とすることとした。

◇電気通信事業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第七九号）（総務省）

電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第五号）の施行期日は、令和元年一〇月一日とすることとした。

◇電気通信事業法施行令の一部を改正する政令（政令第八〇号）（総務省）

1　電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第五号）の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（第一一条関係）

2　この政令は、電気通信事業法の一部を改正する法律の施行の日（令和元年一〇月一日）から施行することとした。

◇障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第八一号）（厚生労働省）

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第三六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和元年九月六日とすることとした。

◇障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第八二号）（厚生労働省）

1　障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第三六号）の一部の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年九月六日）から施行することとした。

◇児童福祉法施行令の一部を改正する政令（政令第八三号）（厚生労働省）

1　東京都荒川区を児童相談所設置市に指定することとした。（本則関係）

2　この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）

3　この政令は、令和二年七月一日から施行することとした。

◇自衛隊法施行令の一部を改正する政令（政令第八四号）（防衛省）

1　自衛隊法第六五条の四第三項に規定する政令で定める職のうち、技術研究本部長及び装備施設本部長を削除することとした。（第八七条の一六関係）

2　平成三一年三月卒業の防衛医科大学校卒業生が離職した場合における償還金の算定の基礎となる金額について、防衛省設置法第一六条第一項第一号の教育訓練を修了した者においては四、二七八万円、同項第二号又は第三号の教育訓練を修了した者においては七七八万円とすることとした。（別表第一一関係）

3　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるものとした。（附則第二項関係）

4　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年八月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第七十八号

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第三十号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（附則第一条ただし書に規定する規定を除く。）の施行期日は令和二年十月一日とし、同条ただし書に規定する規定の施行期日は令和三年四月一日とする。

ただし、同法第一条のうち建設業法（昭和二十四年法律第百号）目次の改正規定（「第二十七条の三十九」を「第二十七条の四十」に改める部分に限る。）、同法第二十五条の二十七（見出しを含む。）の改正規定、同法第二十七条の三十九の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同法第四章の三中同条の次に一条を加える改正規定及び同法第三十四条第二項の改正規定並びに建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律第二条中公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号）第十七条第二項の改正規定の施行期日は、令和元年九月一日とする。

総務大臣　石田　真敏
財務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三

電気通信事業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年八月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第七十九号

電気通信事業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第五号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

電気通信事業法の一部を改正する法律の施行期日は、令和元年十月一日とする。

総務大臣　石田　真敏
内閣総理大臣　安倍　晋三

電気通信事業法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年八月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第八十号

電気通信事業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百六十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三　法第七十三条の三において準用する法第二十六条第一項の総務省令

第十一条第二項第二号中「第二十九条第二項」の下に「（第一号に係る部分に限る。）」を加え、「又は媒介等業務受託者」を削り、同項に次の一号を加える。

五　法第七十三条の四（第一号に係る部分に限る。）の規定に基づく命令